**町内会・自治会への加入促進に関する協定書**

**水戸市住みよいまちづくり推進協議会**

**公益社団法人　茨城県宅地建物取引業協会**

**水　戸　市**

町内会・自治会への加入促進に関する協定書

水戸市住みよいまちづくり協議会（以下「甲」という。），公益社団法人　茨城県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）及び水戸市（以下（「丙」という。）は，町内会・自治会への加入促進に関する事項について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，甲，乙及び丙が協力し，町内会・自治会への加入を促進することにより，町内会・自治会の活動の活性化を図り，よりよい地域社会の形成及び住民の福祉の向上に資することを目的とする。

（役割分担等）

第２条　本協定における甲，乙及び丙の役割は，次のとおりとする。

(1) 甲の役割

ア　「みんなの水戸」の発行，自治会加入促進強化月間の実施，町内会・自治会加入促進チラシの作成・配布など，町内会・自治会への加入促進活動を行う。

イ　乙，丙，又は町内会・自治会加入希望者から届いた「町内会・自治会加入取次依頼書」に基づき，加入手続を行う。

ウ　町内会・自治会を担う人材の育成，町内会・自治会の活動の一層の促進など，町内会・自治会の運営の充実・強化を図る。

(2)　乙の役割

ア　会員に対し，情報提供を行い，町内会・自治会に関する理解を深め，各事業所内に町内会・自治会加入促進ポスターを提示し，加入促進に努める。

イ　物件の売買，賃貸借又は仲介等に係る契約者などに対し，町内会・自治会加入促進チラシを活用し，町内会・自治会への加入勧奨に努め，加入希望者から「町内会・自治会加入取次依頼書」の提出を受けた時は，甲に送付する。

(3)　丙の役割

ア　転入手続の来庁者等に町内会・自治会加入促進チラシを配布するとともに，開発行為の検査済証交付時及び長期優良住宅建築等計画の認定通知書交付時に，事業主，建築主等に町内会・自治会加入促進チラシを配布し，町内会・自治会への加入勧奨に努める。

イ　甲と連携し，町内会・自治会加入促進チラシの配布を行う。

ウ　市ホームページや広報誌等に町内会・自治会等の活動状況や加入促進記事を掲載し，町内会・自治会未加入者の加入促進に努める。

エ　市ホームページで乙の活動を紹介する。

２　甲，乙及び丙は，情報を共有し，及び相互に連携して，町内会・自治会への加入促進に向けて必要と認められる取組を行うものとする。

３　甲，乙及び丙は，前２項に掲げる事項を効果的に実施するため必要があるときは，随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第３条　この協定の有効期間は，協定締結日の日から翌年３月31日までとする。ただし，有効期間満了の１か月前までに，甲，乙及び丙のいずれからも更新しない旨の意思表示がないときは，有効期間はさらに１年間更新されるものとし，以降もまた同様とする。

（その他）

第４条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については，甲，乙及び丙が協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため，協定書３通を作成し，甲乙丙が署名押印の上，各自その１通を保有する。

　令和２年10月22日

　　　　　　　　水戸市中央１丁目４番１号

甲　水戸市住みよいまちづくり推進協議会

会長

　　　　　　　　水戸市金町３丁目１番３号

乙　公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会

　　　　　　　　会長

　　　　　　　　水戸市中央１丁目４番１号

丙　水戸市

　　　　　　　　水戸市長